

三井物産贈賄防止指針について

当社のビジネスの基盤は「信用」であり、「信用」を守るために徹底しなければならないのがコンプライアンスです。当社では、コンプライアンスに関する当社の基本的な考え方をまとめた役職員行動規範を制定し、コンプライアンスの実際の担い手である役職員一人ひとりに対して実践を求めて参りました。

当社では、ビジネスの機会が三井物産が発揮する機能や付加価値による公正な競争を通して維持・獲得して初めて、当社が目指す「挑戦と創造」の追求に繋げることができると考えております。この観点から、当社役職員による不公正な競争の防止に取り組んで参りました。

特に贈賄防止に対する当社の取組みについては、ステークホルダーの皆様から御問合せを頂いていることにお応えして、贈賄防止に向けた当社の基本的な考え方を「三井物産贈賄防止指針」としてまとめ、公表しております。三井物産では、本邦刑法・不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法を含む国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為は厳格に禁止されており、本指針で御紹介する各種体制・取組みを通じて、防止のために全力を尽くして参ります。

ビジネスパートナーの皆様の御理解・御協力に心より感謝申し上げます。

三井物産株式会社
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
竹増 喜明

三井物産贈賄防止指針

目次

1. 基本原則
2. 贈賄防止体制
 - (1) 役職員行動規範
 - (2) 公務員等に対する接遇管理制度
 - (3) 代理店等の起用管理制度
 - (4) ODA 案件管理制度
3. コンプライアンス体制
 - (1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置
 - (2) コンプライアンス統括責任者の設置
 - (3) コンプライアンス委員会の設置
 - (4) 内部通報制度の整備・運用
4. 有効性確保のための取組み
 - (1) 経営陣による風通しの良い職場環境確保に向けた努力
 - (2) 社内における教育活動の実施
 - (3) コンプライアンス意識調査の実施
5. 内部監査
6. 贈賄防止体制の定期的な見直し
7. 子会社等における対応
8. 有事における対応
9. お取引先の皆様へのお願い

1. 基本原則

本指針は、贈賄防止に向けた三井物産の基本的な考え方をまとめたものです。当社は、ビジネスの機会は三井物産が発揮する機能や付加価値による公正な競争を通して維持・獲得すべきと考えており、本指針で御紹介する各種体制及び取組みを通じて、当社役職員による贈賄等による不公正な競争の防止に努めて参りました。三井物産では、本邦刑法・不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法を含む国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為を決して許さず、本指針で御紹介する各種体制・取組みを通じて、贈賄防止のために全力を尽くして参ります。

2. 贈賄防止体制

三井物産では、以下のとおり贈賄防止体制を整備・運用しています。万一、役職員がこれらのルールに違反し国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為を行った場合には、法令の範囲内で就業規則等の取決めに従い厳正な処分を実施します。

(1) 役職員行動規範

コンプライアンスやインテグリティに関する三井物産の基本的な考え方をまとめた役職員行動規範において、贈答・接待に関し以下のとおり規定しています。役職員行動規範については、毎年全役職員がこれを遵守する誓約を行っております。

- 公務員またはこれに準ずる者に対し、営業上の不正の利益を得るため、または、社会的儀礼の範囲を越えて、その職務に関し金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しない。
- 代理店、アドバイザー、コンサルタント等に対する支払が公務員やこれに準ずる者への違法な働きかけのために使用されると思われる場合、そのような支払を行わない。
- 取引先等の役職員に対し社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受領しない。

(2) 公務員等に対する接遇管理制度

公務員及びこれに準ずる者（以下、「公務員等」と言います）に対する接遇（接待、贈答、招聘）を適切に管理するために、公務員等に対する接遇管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- 公務員等に対する接遇については、原則としてコンプライアンス統括責任者（3. (2)に後述）の事前審査を行っております。
- 事前審査の中では、接遇内容が国・業界特性、金額、内容、頻度、接遇相手との関係・タイミング等の要素を考慮して、社会的儀礼の範囲内であり、関連法令に抵触しないこと・外観上不正な利益を得る目的とみなされるおそれがないことを確認します。
- 役職員は、遅滞なき接遇実施報告・接遇費用の正確な帳簿記載を義務付けられています。
- CC0（3. (1)に後述）は、接遇管理制度の運用状況につき、年一回、監査役に報告することを義務付けられています。

通常の行政サービスにかかる手続の円滑化のための公務員等への支払い（以下、「ファシリテーションペイメント」と言います）は、たとえ現地の慣行や制度として存在する場合であっても、

持続可能な経済開発及び法の支配に対する腐敗的影響があり、多くの国で違法となり得ます。当社は、コンプライアンスおよびインテグリティを重視する立場から、ファシリテーションペイメントを一切禁止しています。

(3) 代理店等の起用管理制度

国内外における入札またはプロジェクト案件における当社の受注の確保等ビジネスの推進を目的として協力を依頼するために当社が起用する代理店、アドバイザー、コンサルタント等の第三者（以下、「代理店等」と言います）が公務員等に贈賄を行うことを防止するため、代理店等の起用管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- 事業本部長等組織の長は、代理店等の起用・継続に際し適切な管理を行うために、チェックリスト（個人か法人か、業務に対する対価・送金先の適切性、評判等）及び信用調書等により代理店等の実態を正確に把握し、信頼に足る代理店等を起用することを義務付けられています。
- 代理店等との契約書作成に関しては、契約書中に贈賄禁止条項を盛り込むこと等を規定したガイドラインを策定・運用しています。

(4) ODA 案件管理制度

ODA（政府開発援助）案件について、特に公共性が高く公務員等との接点があることを予想し、ODA 案件に関する贈賄防止のために、ODA 案件管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- ODA 案件について社内許可を取得するには、公務員等との関与や代理店等に関するチェックリストを用いたチェックを行い、これを添付して申請し、必要に応じて「ODA 案件審議会」で審議することとする等、適切なリスク管理を行っています。社内許可取得後も、チェックリストを用いた定期モニタリングを実施しています。
- その他、ODA 案件に関する面談、会食、贈答、営業活動といった場面ごとの Q&A を作成して社内で公開しています。

(5) 商業賄賂の禁止

当社は、公務員等に対する贈賄だけでなく、取引先やその他の民間企業関係者に対する不正な利益供与（いわゆる商業賄賂）も厳に禁止しています。これは、契約獲得や取引上の優遇を目的とした金銭、贈答、接待、その他の便宜供与を含みます。このような行為は、公正な取引関係を損ない、各国の法令に違反する可能性があります。当社は、第三者を通じた間接的な関与も含め、一切の商業賄賂を容認しません。

3. コンプライアンス体制

三井物産では、以下のとおりコンプライアンス体制を整備・運用しており、その中でも贈賄防止の徹底に努めています。

(1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置

社長の包括的な指示の下、当社におけるグローバル・グループベースのコンプライアンス体制を整備し、それを有効に機能させるよう、贈賄防止を含むコンプライアンス全般を統括する者として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を取締役会にて選任し、法務統括部（コンプライアンス・インテグリティ推進室）に補佐させています。

(2) コンプライアンス統括責任者の設置

事業本部、コーポレートスタッフ部門、国内ブロック及び海外地域本部・地域ブロックのそれぞれの組織長を、当該組織におけるコンプライアンス全般を統括する責任者（コンプライアンス統括責任者）として指名しています。コンプライアンス統括責任者は、管下組織において贈賄を含むコンプライアンスに関する問題が生じた際には、原則として即時に CCO へ報告することが義務付けられています。

(3) コンプライアンス委員会の設置

経営会議の下部組織として設置しているコンプライアンス委員会は、CCO を委員長とし、General Counsel、人事総務第二部長、法務統括部長、経営企画部長、デジタル総合戦略部長、経理部長、内部監査部長、事業本部長 2 名、その他 CCO が必要に応じ指名する役職員によって構成され、年二回以上開催して事業現場の目線も交えた活発な議論を行っています。同委員会では、オブザーバーとして監査役及び社外弁護士が参加し、贈賄防止体制を含むグローバル・グループベースでのコンプライアンス体制の整備・運用を定期的に見直して、その有効性の維持・向上のための施策策定に繋がっています。コンプライアンス委員会での決定・検討結果は、経営会議に答申し、取締役会にも概要を報告しているほか、内容について全役職員に公開しています。

(4) 内部通報制度の整備・運用

当社役職員のほか、派遣社員・業務委託先役職員のうち当社の委託した業務に従事した、または、している役職員を対象とし、贈収賄を含むコンプライアンスに関する職制ライン及び職制外の報告・相談ルートとして、社外弁護士や第三者機関（匿名可）を含めた 8 つのルートを設置しています。また、匿名性を担保したまま通報・相談者と交信ができる通報対応システムを導入し、制度の利用促進を図っています。社内規程においては、顕名であるか匿名であるかを問わず通報者を特定し得る情報の守秘義務を徹底するとともに、通報者の探索禁止、通報者及び調査関係者への報復・不利益取扱の禁止、及び違反した場合は懲戒の対象となり得る旨を明記しています。通報受付者や調査関係者に加え、被調査者及び調査協力者についても、調査に関する一切の情報について第三者への開示を禁止し、守秘義務を徹底しています。

4. 有効性確保のための取組み

三井物産では、上記で御紹介した贈賄防止体制・コンプライアンス体制の有効性を確保するために、以下のとおり不断の努力を継続しています。

(1) 経営幹部によるインテグリティ意識の浸透に向けた努力

贈賄防止体制・コンプライアンス体制の有効性を確保するためには、インテグリティのある組織をつくることが不可欠です。社長や CCO をはじめとする経営幹部が率先してインテグリティのある組織づくりに取り組むとともに、役職員に対して継続的かつ繰り返しメッセージを発信し、インテグリティやコンプライアンスの大切さを伝えています。特に毎年 11 月を With Integrity 月間と定め、意識啓発を目的とした全役職員向けのイベントに加え、各事業本部や海外拠点等現場でも独自に取組みを企画・実施しています。このように、経営幹部からの継続的発信と現場による自発的・主体的な取組みの両面でインテグリティ・コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

(2) 社内における教育活動の実施

贈賄防止体制・コンプライアンス体制を有効に機能させるのは、他ならぬ役職員一人ひとりです。そこで、役職員に対する教育活動にも力を入れています。贈賄防止を含む役職員行動規範については、具体的事例を解説したコンプライアンスハンドブックを全役職員に展開するとともに、理解を確かめるための e-learning を実施し、社長を含む全役職員に受講を義務付けています。また、社内での書面による注意喚起や、贈賄防止に関するセミナーも繰り返し実施しており、海外における入札案件を担当する事業本部に対して重点的に個別セミナーを実施する等、事業特性やリスクに応じた教育活動を実施しています。

(3) コンプライアンス意識調査の実施

役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を確認するために、全役職員を対象とした意識調査を実施しています。意識調査の分析結果は、上述のコンプライアンス委員会における課題分析の中でも活用し、コンプライアンス体制の有効性の維持・向上のための施策策定に繋げています。

5. 内部監査

三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則では、内部統制の目的の一つとして法令・社内ルール等の遵守を掲げています。内部監査は、監査対象組織の内部統制の整備・運用状況全般を対象としており、公務員等に対する接遇や代理店等の起用に関する贈賄等不正リスクの認識にも留意した監査を実施しています。

6. 贈賄防止体制の定期的な見直し

贈賄防止体制・コンプライアンス体制の有効性を確保するための取組みの結果、内部監査の結果、各国の法規制の変化等を踏まえ、本指針を含む三井物産の贈賄防止体制について定期的に見直しを行い、必要に応じて改善措置を講じています。

7. 子会社等における対応

(1) 三井物産が直接・間接に支配権を有する子会社及びそれに準じる会社に対しては、当社に準じた贈賄防止体制・コンプライアンス体制の整備・運用を推進しており、必要に応じ三井物産か

ら支援を行っています。

(2) 国内グループ会社については、当社が指定した社外弁護士及び第三者機関を各社の社外報告・相談受付窓口として設置できるようにするとともに、各社による通報対応をモニターし内部通報制度の適切な設置・運営に関する支援を行うことを通じ、グループ会社の問題を安心して報告・相談できる仕組みを整備しています。さらに、海外拠点並びに海外グループ会社についても、各地域のコンプライアンス統括責任者が中心となり、現地の法令や特性を考慮しつつ報告・相談ルートの整備を進めています。

(3) 国内外の独占禁止法及び贈賄防止法に抵触する、またはその疑義がある事案の報告・相談に対しては、特別な通報窓口として、グローバル・グループ・ホットラインを導入しています。日・英を含む 18 言語に対応しており、海外現地法人や国内外子会社の役職員からの通報を、法務統括部コンプライアンス・インテグリティ推進室で一元的に受け付ける体制を構築しています。さらに、当社の役職員に関する事項や当社または当社グローバル・グループに影響が及ぶ可能性のある重大事項について、グループ会社の役職員は、当社の内部通報窓口へ直接報告・相談することができます。

8. 有事における対応

三井物産として、役職員等の関係者による贈賄懸念の端緒を掴んだ場合には、迅速に懸念内容に応じた調査等の適切な手段を講じます。贈賄懸念の端緒を見逃さないために、上述の内部通報制度やコンプライアンス統括責任者から CC0 への報告義務を定めており、特に重大な事案については取締役会にも報告し、対応を検討します。必要な場合に備え、臨時の社長直轄組織として危機対応時に迅速・的確な意思決定を行う危機対策本部を設置する手順もあらかじめ定めています。もし当局の調査に対し協力を求められた場合には、真摯に対応して参ります。事態収束後には、コンプライアンス統括責任者が原因究明と再発防止策の策定を行い、その内容を CC0 に報告することを定めています。

9. お取引先の皆様へのお願い

三井物産は、贈賄リスクの予防と適切な対応のため、国際的な規範である OECD 贈賄防止条約および各国の腐敗防止法に則り、取引先や投資先との関係においても透明性とインテグリティを重視した対応を行っています。

新規ビジネスパートナーや投資先に対しては、贈賄リスクの程度を踏まえ、国・地域・業界特性に応じたリスクベース・アプローチによるデューディリジェンスを実施しており、必要に応じ贈賄防止に関連する事項について個別の契約書の中で取り決めることをお願いすることがあります。

また、企業買収を行う場合には、買収前のデューディリジェンスのみならず、買収後の企業に対しても国・業界特性等に応じた贈賄防止体制・コンプライアンス体制の整備・運用を推進しており、必要に応じ当社から支援を行って、継続的なリスク評価とモニタリングを実施しています。

さらに、当社では、贈賄防止を含む「持続可能なサプライチェーン取組方針」を策定しており、サ

プレイヤーを始めとするお取引先の皆様に対しても御理解と実践をお願いしており、サプライヤーアンケートや現地訪問調査等にも御協力をお願いしております。

制定：2016年12月1日

改定：2026年1月1日